

# 令和5年度版 碧南市農業経営改善支援事業 Q&A (令和5年4月1日作成)

## <事業内容について>

Q. 令和元年度までの事業(農業経営基盤整備支援事業)との違いは何ですか？

A. 従来の農業経営基盤整備事業に、要望のあった「防犯対策推進事業」及び「六次化等推進事業」の2事業を加え、合計3種類の補助メニューとしました。令和2年度からの5年間で、種類ごとに1回ずつ、最大で3回まで申請できるよう制度を拡充しました。

例えば、1年目は農業経営基盤整備支援事業を活用してトラクターを更新し、2年目に防犯対策推進事業を活用して防犯カメラを購入し、3年目に六次化等推進事業を活用して加工品のラベルデザインを作成するといった活用の仕方が可能となります。ただし、同一年度内では1種類1回しか申請できません。

また、従来の一律最大10万円の補助から、補助メニュー毎に補助率・上限額に差を設けてあります。

一方で、農業経営基盤整備事業については、付属機械の交換や資材のみの購入等を補助の対象外とさせていただきました。例えば、人参洗い機のブラシ等の交換やハウスビニールの張替えを自分で行う際の資材費(資材のみの購入)は、旧事業では対象としていましたが、令和2年度からの本事業では、対象にはなりません。機械本体の購入や工事を伴う事業を補助の対象としていますのでご注意ください。

Q. 令和元年度に補助金の交付を受けたが、今回の事業は申請できますか？

A. できます。本事業は、令和2年度から5年間の新たな事業です。以前、農業経営基盤整備支援事業を活用された人も、また事業を申請することができます。

Q. 軽トラを買い替えたいが、補助は適用されるのか？

A. 補助は適用されません。自らの農業経営以外で利用できるものなど汎用性の高いもの、例えば、トラック、パソコン、タブレット、ドライブレコーダー、カメラなどは補助の対象外としています。

Q. スマート農業とは何ですか？

A. ロボット技術やICTを活用し、省力化、高品質生産を図る農業を言います。  
具体的には、農業用ドローンやGPSを活用した自走式トラクター、環境制御装置等の導入が考えられます。

※システムの更新費用、携帯端末のみ購入等は、補助の対象にはなりません。

Q. 防犯対策とは何ですか？

A. 農地や施設を監視するための防犯カメラ（移動式含む）やセンサーライト、トラクターに取り付ける盗難防止装置等、農業用の防犯対策に係る資機材の導入を補助の対象とします。

※ドライブレコーダー単体は、積載車両の事故等を検証するための機器であるため、補助の対象としていません。

Q. 六次化等推進事業はどんな事業が対象になりますか？

A. 直売所の設置や加工品の開発、通信販売に対応するサイト開設等、農業の六次産業化や販路の拡大に関する取組を想定しています。

（補助対象の例）

- ・市場調査研究や成分分析の委託料・謝礼
- ・加工品製造に係る機械、備品、原材料、包装資材等の購入費用
- ・パッケージ等のデザインの作成委託料
- ・宣材写真又は動画の撮影委託料
- ・ホームページ等の開設及び更新に係る費用
- ・ネット通販サイトの新規登録料
- ・棚など直売に係る備品購入費
- ・自動販売機の設置費用
- ・商品のPRのための広告宣伝費（ポスター・チラシの印刷代、インターネットでの広告宣伝費）
- ・特許、実用新案等の出願費又は許諾費
- ・コーディネーター、専門家への謝金

※詳しくは、農業水産課農政振興係にご相談ください。

Q. 金融機関からの資金借入やJAの支援事業との併用は可能ですか？

A. 借入は併用可能です。他の補助金との併用はできません。JAの支援事業との

併用についての可否については、各事業実施主体へ御確認ください。

Q. 既に購入（事業完了）済の機械設備は、補助の対象になりますか？

A. 対象になりません。補助金の交付対象になる事業は、交付決定の日以降に着手（契約、購入、着工等）するものに限られます。

Q. 中古機械等の購入は補助対象になりますか？

A. 中古ハウスの購入については、補助の対象となります。実績報告の際に、定められた添付資料のほか、販売証明書や売買契約書等、売買の分かる書類を添付してください。

Q. 事業のスケジュールを教えてください。

A. 申請は、令和4年6月30日までを期限としています。ただし、申込期間内に申請額が予算の上限に達した場合は、募集を締め切ります。

申請後の流れは次のとおりです。

①申請（申請者→市農業水産課）

申請者は必要書類を持って申請します。

交付決定前には、着手（契約、購入、着工等）できません。

②交付決定（市農業水産課→申請者）

申請後、適正と認められた場合に、市から交付決定通知書が送付されます。

③事業着手（申請者）

交付決定を受けて、事業に着手（契約、購入、着工等）してください。

④事業完了（申請者）

納品や工事等の完了後の支払いをもって事業完了とします。

⑤実績報告（申請者→市農業水産課）

申請者は市農業水産課に実績報告書を提出します。

⑥額の確定（市農業水産課→申請者）

実績報告を審査し、適正であれば額の確定通知を送付します。

⑦請求（申請者→市農業水産課）※実績報告書と一緒に提出します。

⑧支払い（市農業水産課→申請者）

市から申請者の指定口座に支払いを行います。

Q. 事業期間が年度をまたぐ場合は、補助の対象になりますか？

A. 対象になりません。補助金は、同一年度内に事業が完了（支払いも完了）するものが対象となりますので御了承ください。

Q. 補助金の申請額が上限額まで達しなかった場合、次年度に残枠で同じメニューに申請できますか？

A. できません。これまでの事業では、補助金額が10万円まで達しなかった場合、残りの補助枠の中で2回目の申請を行うことができませんでしたが、本事業では、申請可能な回数を増やし、10万円の枠は廃止しました。補助金申請額が上限額まで達しなかった場合でも、そのメニューは1回使ったこととし、5年間の間に再度使うことはできません。

Q. 募集期間外（秋や冬）に事業を活用したい場合はどうすればいいですか？

A. 機械の更新を秋・冬季に計画している場合でも、補助金の申請は応募期間中にしてください。

※事業計画に変更があった（機械を買わなくなった、金額が変わった等）場合には、別途、事業の取り下げや変更申請が必要になる場合があります。

## <必要書類について>

Q. 口座振替のため領収書が発行されない場合はどのような添付書類が必要ですか？

A. 販売証明書等の購入明細が分かる資料と支払を完了したことが分かる書類（通帳の写し等）が必要です。また、他の代金と同時に振替されている場合には、内訳がわかる利用明細書等の書類も必要です。

Q. 市税を完納していることの証明とはどのようなものか。

A. 市税の滞納がないことを証明するものです。補助金申請前に、税務課にて取得してください（1通200円）。市外に住所があり、碧南市に納税の無い方は、お住いの市町村で証明書を取得してください。

Q. 補助金の申請書に押印は必要ですか？

A. 補助金の申請書に押印は不要です。

Q. 補助金の申請後に事業の金額が増額しましたが、その場合に補助金を増額できますか。

A. 申請後の補助金の増額はできません。

Q. 補助金の申請後に事業の金額が減額しましたが、その場合に補助金は減額になりますか。

A. 事業の金額が減額となった場合は、変更申請を提出していただく必要があり、事業額の減額に応じて補助金を減額します。

Q. 補助金の申請後に事業の期間（納期等）が予定よりも延びてしましましたが、何か手続きは必要ですか。

A. 事業の期間（納期等）が延びた場合は、変更申請を提出していただく必要があります。